

PTA慶弔等に関する内規

東京都立新宿高等学校PTA
実施 1996.1.20
改正 2006.5.27 2008.1.12
2008.5.10 2020.4.25
2023.4.22

1. 弔慰金
 - (1) 生徒死亡の場合………10,000円
 - (2) 生徒の保護者死亡の場合……5,000円
2. 会員その他の慶弔・等の場合は、その都度会長・副会長が協議してこれを定める。
3. 慶弔慰金の返礼は受けないものとする。
4. 本内規は、2023年4月22日より施行するものとする。